

【注意事項】

- ・ 制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。
- ・ 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【小諸市】

(令和5年8月1日現在)

行政サービス等の内容 (A)	届出受領証等の提示 (B)		問合せ先 (C)		備 考 (D)
	必要	不要	担当課等	電話番号	
公営住宅への入居申込み (世帯としての申込み)	○		建設課管理係	0267-22-1700 内線2232	
パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み	○		子ども育成課子ども育成係	0267-22-1700 内線2295	令和6年度入園の申し込みから開始します。
罹災証明の代理申請 (委任状を省略)	○		市民課市民係	0267-22-1700 内線2111	同一の世帯に居住している等関係性をお伺いすることがあります。
保育所・学童保育所への送迎	○		子ども育成課子ども育成係	0267-22-1700 内線2295	事前に申出、登録が必要です。
軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請		○	税務課市民税係	0267-22-1700 内線2151	障がい者の日常生活のために同一生計にある者が自動車を運転すること等の要件を満たす必要があります。
要介護認定の代理申請		○	高齢福祉課介護保険係	0267-22-1700 内線2136	
生活保護制度の申請		○	厚生課保護社会係	0267-22-1700 内線2141	同一の住居に居住し、生計を一にする者であること。資産、能力その他あらゆるものを生活の維持に活用すること等の要件を満たす必要があります。
パートナー間の困りごと相談窓口		○	厚生課家庭支援係	0267-22-1700 内線2144	生活の本拠を共にするパートナー等から向けられる暴力をはじめ、様々な悩みや問題解決に向けた支援を行います。